

# DVのこと

11月12日(日)～11月25日(土)は  
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

## どのくらい知っていますか?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦の間に起こる暴力、あるいは親密な関係にあるパートナー間の暴力のことです。県でも約5人に1人が経験していて、約2人に1人が相談できずに悩んでいます(\*1)。

今回はDVの内容や、DVを受けているかも? と思った時の相談先を紹介します。

(\*1) 平成26年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から



**男女共同参画だより**  
**メッセージ**

**問い合わせ先**  
男女共同参画推進課  
TEL(36)0048  
FAX(36)0320

**男女共同参画推進センター「ゆい」**  
TEL(36)0250  
FAX(36)0269

### DVの種類

暴力にはさまざまな種類があります。なぐったり、けったりするだけが暴力ではありません(下表参照)。あてはまると思うことはありませんか。

身体的暴力	なぐる、ける、突き飛ばす、髪を引っ張る、物を投げつける、胸ぐらをつかむ、家から締め出す、食事や睡眠を制限する、病院を受診させない
精神的暴力	どなる、無視をする、周囲の物に当たり散らす、強すぎる束縛、スマホや携帯で行動を把握しようとする、説教する
経済的暴力	借金をさせる、生活費や学費を渡さない、お金の使い道を細かくチェックする、生活費などを「ください」と言わないとくれない
子どもを利用した暴力	子どもに相手の悪口を吹き込む、子どもの前で暴力を振るう(面前DVという虐待です)
性的暴力	無理やりわいせつな写真や動画を見せたり撮影をする、性的行為を無理強いする、避妊に協力しない、中絶を強要する

### 暴力のサイクル

DVは、たえず暴力が続いているわけではなく、優しくなる時期やまたイライラが増える時期を繰り返すことがあります。また、月日の経過とともに、暴力は激しくなることが多いと言われています。

### DVを受けた人への影響は...

DVは体だけでなく、心にも深い傷を与えます。また、体の傷が治っても心の傷は長く残ることがあり、次のような状態になることがあります。

- ▼長期間DVを受けると心や体の痛みを感じにくくなる
- ▼疲れやすくなる、やる気が起こらない
- ▼夜眠れなくなる、動悸(どうき)がする

### 子どもへの影響は...

DVは夫婦だけの問題ではなく、子どもも傷つけ、次のような影響が出てきます。

- ▼不安を感じ落ち着きがなくなる
- ▼元気がなくなり、学校や友達になじめない
- ▼自分や友達を傷つけてしまう

### ひとりで悩まないで

自分がDVを受けているかも? と思ったら、ちょっと気になることでもいいので、相談してみませんか。

もしも、周りの人からDVの相談を受けたり、DVに気付いた時は...

- ▼話をじっくり聞きましょう
- ▼「あなたは悪くない。暴力は振るった側の責任」と伝えましょう
- ▼専門機関への相談を勧めましょう

市では本年度から女性支援相談員を配置しています。あなたと一緒に解決策を考えます。相談することから始めてみませんか(下表参照)。

**国・県などから**

**障がい者多様な対象と訓練生募集**

- 募集期間 12月1日(金)まで
- 募集コース パソコンビジネス実践IT科
- 訓練期間 平成30年1月5日(金)～同3月23日(金)
- 訓練場所 株式会社アソウ・ヒューマニティーセンター(福岡市中央区天神2・8・41)

**伝言板**

**成年後見制度についての無料相談会**

日時 11月29日(水) 午前10時～午後3時

●定員 12人  
●受講料 無料  
\*ただし、教材費として約8000円必要  
\*詳細は問い合わせを  
福岡障害者職業能力開発校  
☎093(741)5431

**外遊びの勧め「凧作り教室」**

日時 12月3日(日)

●会場 赤間コミセン  
\*成年後見制度とは、認知症などで、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守り、支援する援助者を指定する制度  
\*事前申込不要  
■問い合わせ先 NPO法人高齢者・障害者安心サポートネットワーク(廣塚)  
☎080(3963)0736

午前10時～正午  
●場所 いせきんぐ宗像・寄合い処(田熊)  
●定員 20人  
●参加料 3000円  
●持参品 軍手、手袋がある人は持参を  
●申込開始日時 11月17日(金) 午前9時  
●申込・問い合わせ先 日本紙飛行機協会 宗像支部(堀)  
☎090(4426)2162

相談事業名	場所	相談日	時間
<b>こころと生き方の相談</b> ▽DVや家族・対人関係、こころの問題に関する相談 (面接・電話・メール相談) ☎(36)1156 ✉kokoro@city.munakata.fukuoka.jp	市役所 本館1階・相談室	月～金曜日 (祝日と12/29～1/3を除く)	13:00～17:00 (面接は原則16:30まで) <b>事前申込不要</b>
<b>女性支援相談員</b> ▽DVに関する相談 (電話・面接) ☎(36)0048	市役所 北館2階・男女共同参画推進課	月～金曜日 (祝日と12/29～1/3を除く)	9:00～16:30 (不在時は課職員が対応) <b>面接は要予約</b>
<b>法律相談</b> ▽法律に関する相談 *弁護士が、離婚や相続など法律に関する相談を受け付けます ■申込先 男女共同参画推進センター ゆい ☎(36)0250	男女共同参画推進センター「ゆい」相談室	毎月第3火曜日	13:00～16:00 (1人1回30分、年度内に1回まで) <b>事前申込必要</b>

**秘密は守ります**

